

25. 鋼船規則 B 編における改正点の解説 (海水吸入口のグレーチング)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編中、海水吸入口のグレーチングに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 Z15 では、船底検査を水中検査で行う場合に、船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすることが要求されている。本会鋼船規則では、開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とするために、海水吸入口のグレーチングは、潜水士が水中にて開閉可能なようヒンジ式とすることを要求していた。

一方、海水吸入口のグレーチングにあっては、ヒンジ式ではなく、他の代替手段によって、開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とする方法があり、他の代替手段でも認められるよう業界からの要望があった。

IACS 統一規則 Z15 においてもヒンジ式と限定する規定はないため、業界からの要望に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則 B 編 6 章 6.1.2 において、IACS Z15 に基づき海水吸入口のグレーチングの構造に関する要件を改めた。グレーチングの構造についてヒンジ式に限定していたが、水中にて開閉可能な構造であればヒンジ式以外の構造も認めるよう規定した。代替手段としては特殊なボルトを用いた方法などがある。